

職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第21号

職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則（平成20年鳥取県人事委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係） ア 公安職給料表			別表（第2条関係） ア 公安職給料表		
職務の級	号給	割合	職務の級	号給	割合
7 級	23号給	<u>10,000分の9,322</u>	7 級	21号給	10,000分の9,493
	24号給	<u>10,000分の9,323</u>		22号給	10,000分の9,496
	25号給	<u>10,000分の9,324</u>		23号給	<u>10,000分の9,496</u>
	26号給	<u>10,000分の9,325</u>		24号給	<u>10,000分の9,499</u>
	27号給	<u>10,000分の9,326</u>		25号給	<u>10,000分の9,499</u>
	28号給	<u>10,000分の9,330</u>		26号給	<u>10,000分の9,501</u>
	29号給	<u>10,000分の9,330</u>		27号給	<u>10,000分の9,501</u>
	30号給	<u>10,000分の9,324</u>		28号給	<u>10,000分の9,504</u>
				29号給	<u>10,000分の9,504</u>
		30号給		<u>10,000分の9,499</u>	
		31号給		10,000分の9,494	
イからカまで 略			イからカまで 略		
キ 医療職給料表(3)			キ 医療職給料表(3)		
職務の級	号給	割合	職務の級	号給	割合
6 級	1 号給	<u>10,000分の9,326</u>	6 級	1 号給	<u>1,000分の950</u>
ク 略			ク 略		

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。